

# 独立役員届出書

## 1. 基本情報

会社名	名工建設株式会社			コード	1869
提出日	2026/6/3	異動（予定）日	2026/6/26		
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため				
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

## 2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）														異動内容	本人の 同意					
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当 なし								
1	丹羽慎治	社外取締役	○													△							有	
2	前川宏一	社外取締役	○																		○			有
3	山田 淳	社外監査役	○														△							有
4	市川弥生次	社外監査役	○														△							有
5																								

## 3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	平成26年6月 東邦ガス株式会社取締役常務執行役員 平成27年6月 同取締役専務執行役員 平成28年6月 同代表取締役副社長執行役員 令和3年6月 同退任	他社において長年に亘り企業経営に携わり、豊富な経験と専門的な知見を当社の経営に反映していただけると判断し、社外取締役に選任しております。また、一般株主との利益相反が生ずるような利害関係は有していないことから、独立役員として指定するものであります。
2		学識経験者として、豊富な経験と専門的な知見を当社の経営に反映していただけると判断し、社外取締役に選任しております。また、一般株主との利益相反が生ずるような利害関係は有していないことから、独立役員として指定するものであります。
3	平成30年4月 名古屋市緑政土木局長 令和2年4月 名古屋高速道路公社理事 令和6年3月 同退任	行政、公社と幅広い豊富な経験と専門的な知見を有しており、当社の監査業務に活かしていただけると判断し、社外監査役に選任しております。また、一般株主との利益相反が生ずるような利害関係は有していないことから、独立役員として指定するものであります。
4	平成26年7月 中部電力株式会社執行役員岡崎支店長 平成30年6月 同取締役専務執行役員電力ネットワークカンパニー社長 令和2年3月 同退任	他社において長年に亘り企業経営に携わり、豊富な経験と専門的な知見を当社の監査業務に活かしていただけると判断し、社外監査役に選任しております。また、一般株主との利益相反が生ずるような利害関係は有していないことから、独立役員として指定するものであります。

## 4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに名証の上場管理担当者までご連絡ください。